

4月から リチウムイオン電池などの分別収集を始めます



環境生活課 環境生活係 ☎(232)2114

4月から、新たに「リチウムイオン電池(充電電池等)」と「電池類が取り外せない充電式小型家電製品」を「特定品目(電池類)」に追加し、分別収集を始めます。

現在、これらの製品は、家電量販店などの回収協力店へ持ち込むこととしていますが、近年、家庭ごみに混入し収集運搬や処理の際に発火する事故が、全国各地で発生しています。事故防止に向け、適切な分別・排出への協力をお願いします。

◆収集日

「特定品目」の収集日(月1回)

※透明な袋に入れて出してください。

※詳しくは、3月頃に配布する新年度のごみ収集カレンダーをご確認ください。

◆出し方の注意点

町ホームページをご確認ください。

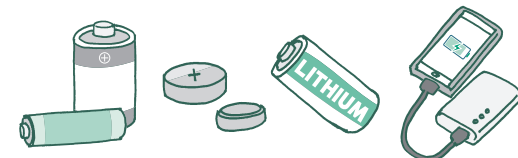


詳しくはこちら

◆電池類・電池類が取り外せない小型家電製品の品目例

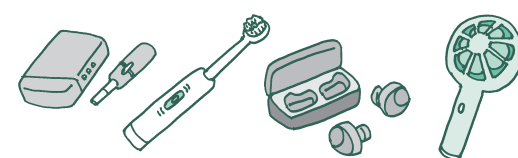
【電池類】

乾電池、ボタン電池、コイン電池、リチウムイオン電池(充電電池)、モバイルバッテリー、電動アシスト自転車用バッテリー、ポータブル電源



【電池類が取り外せない小型家電製品】

電子たばこ、加熱式たばこ、電気シェーバー、電動歯ブラシ、バッテリーが外せない掃除機、ワイヤレスイヤホン、ハンディ扇風機



ロアッソ熊本 応援協力店大募集！

申請 商工振興課 商工振興係 ☎(232)2165



町では、ロアッソ熊本を応援するため、ホームゲーム開催日などに、サポーターへの特典を用意する店舗を募集します。

◆対象店舗 町内に所在する店舗

◆申込方法

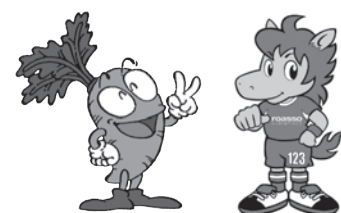
町ホームページから申し込む

◆申込期限 シーズン終了まで

※詳しくは町ホームページからご確認ください。



詳しくはこちら



©AC Kumamoto

精神障害者保健福祉手帳で JR 運賃が割引されます



申請 福祉課 障がい福祉係 ☎(232)4913

4月1日から、JRにおいて、精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」)所持者への、乗車運賃の割引制度が始まります。

◆対象者 次の全てに当てはまる人

- ・手帳に旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第1種または第2種の記載があること
- 第1種：手帳1級
- 第2種：手帳2級または3級
- ・手帳の有効期間が切れていないこと
- ・手帳に顔写真が貼付されていること

◆割引のための手続き

手帳所持者で、第1種または第2種の記載を希望する人は、手帳を持参の上、福祉課で手続きをしてください。顔写真を貼付した手帳の再発行には、2～3カ月かかりますので、早めに申請してください。

割引率など、詳しくは町ホームページをご確認ください。



詳しくはこちら

部落差別(同和問題)のない社会を実現するために



人権教育・啓発課 人権教育・啓発係 ☎(232)2113

部落差別(同和問題)は、居住地や出身地を理由に差別され、全ての国民に保障されている基本的人権が完全には保障されていないという、重大な人権問題です。

菊池管内において、今もなお以下のような部落差別が発生しています

- インターネット上に差別書き込みをする。
- 出身地などを理由に、結婚に反対する。
- 土地購入などに際し、自治体に同和地区の有無や所在地を問い合わせる。
- 公共の場所に差別的な内容の落書きをする。
- 特定の地域や個人に対し、差別発言をする。

私たち一人一人が、部落差別(同和問題)への正しい知識と理解を深めるとともに、自らの問題として捉え、具体的な行動につなげていくことが大切です。

「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」 「菊陽町部落差別の解消の推進に関する条例」をご存じですか？

熊本県部落差別の解消の推進に関する 条例(令和2年6月制定)の主な内容

●部落差別の解消の推進に向けた基本理念(第2条)

部落差別の解消の推進に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別のない社会を実現することを旨として行われなければならないと定めています。

●県の責務、具体的な施策(第3条～第5条)

県は、国および市町村との連携を図りつつ、地域の実情に応じた施策を講ずる責務を有すると定め、部落差別に関する相談体制の充実や、部落差別の解消の推進に必要な教育・啓発を行うことなど、具体的な施策を定めています。

●県民および事業者の責務(第7条)

県民および事業者にはこの条例の精神を尊重し、自ら啓発に努め、県が実施する施策に協力する責務があることを定めています。また、以下のような行為をしてはならないと定めています。

- ・同和地区の所在が書いてある図書や地図などを提供する行為
- ・同和地区かどうかを他人に教えたり、言い広めたりする行為
- ・結婚や就職に際し、特定の個人やその親族が同和地区に住んでいるか、住んでいたかについて調査を依頼する行為
- ・その他、結婚や就職に際しての部落差別の発生につながる恐れのある行為

●事業者による身元調査の規制等(第9条・第11条)

県内外の事業者が結婚および就職に際して、個人やその親族の居住地が同和地区かどうかを自ら調査したり、調査を引き受けたりしてはならないと定めています。事業者がこのような行為をした場合、知事は条例に基づいて、勧告や事業者名の公表などを行うこととなります。

菊陽町部落差別の解消の推進に関する 条例(令和2年9月制定)の主な内容

●部落差別の解消に向けた基本理念を新たに定めました(第1条・第2条)

「全ての町民が、等しく基本的人権を生まれながらに持っているかけがえのない個人として、尊重されるものである」ことを基本理念に、現在もなお存在する部落差別を解消する必要性について、町民一人一人の理解を深めることで、部落差別のない社会を実現していくことを示しています。

●町の責務を明らかにし、部落差別の解消の推進に関する施策を定めました(第3条～第5条)

町は、国および県との連携を図りつつ、部落差別の解消の推進に関する施策を講ずることを町の責務とし、部落差別に関する相談体制の充実や、部落差別の解消を推進するために必要な教育・啓発を行うことを、部落差別の解消の推進に関する施策として明記しました。

●部落差別の解消に関する調査の実施について定めました(第6条)

町は、部落差別の解消に関する国の調査に協力することを示しています。